

〔臨床報告〕

松茸アナフィラキシーの1例

日本医科大学皮膚科学教室

天野彰人 山西貴仁 藤本和久 川名誠司

Key words : anaphylaxis — food allergy — matsutake mushroom — prick test

はじめに

松茸によるアレルギーの報告は少なく、現在まで6例にすぎない。いずれの症例も摂食後15分から1時間でアナフィラキシー症状を起こしていた。うち4例では内服試験あるいは運動誘発試験、プリックテスト等で確認されたが、試験管内特異的IgEは検出されなかった。

我々はプリックテストによって松茸成分が病因抗原と同定できた症例を報告する。

症 例

症例：29歳，男。

主訴：咽頭違和感，顔面紅斑，眼瞼結膜充血。

家族歴：特記すべきことはない。

既往歴：病歴聴取によると，2年前，松茸を摂食後に咽頭の違和感と，顔面の紅斑が生じた。

現病歴：松茸入りの吸い物，ねぎトロの海苔巻，甘鯛を摂食した30分後に咽頭の違和感，顔面の紅斑，眼瞼結膜の充血が出現したため，当科救急外来を受診した。

初診時現症：顔面全体にびまん性の紅斑と腫脹，眼瞼の腫脹，眼瞼結膜の充実，流涙が認められ，咽頭の違和感と鼻閉感を訴えていた(Fig. 1)。意識は清明で，

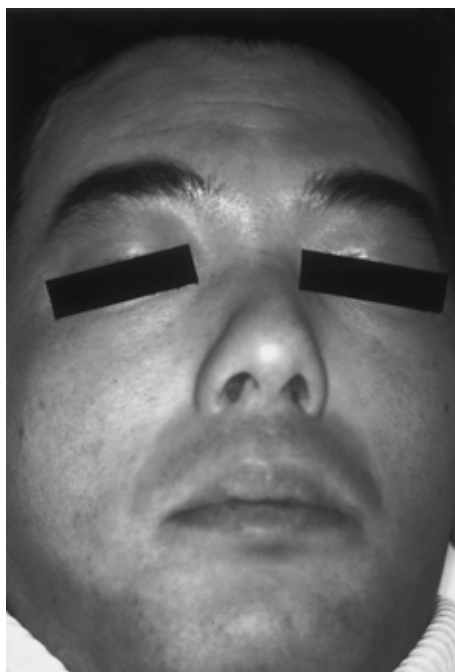


Fig. 1. Clinical feature on arrival.
Diffuse erythema and swelling on his face.

血圧，心拍数は正常範囲であった。

治療及び経過：食物によるアナフィラキシーと診断し，d-マレイン酸クロルフェニラミン 5mg 筋注，コハク酸ヒドロコルチゾン 100mg 点滴静注を行なったところ，4時間半後には症状は軽快した。一般血液，生化学尿検査では明らかな異常所見は認められなかった。

アレルギー検査：IgE-RISTが480IU/mlとやや高値で，IgE-AlaSTATではコムギがクラス2であった。他は異常は認められなかった (Table 1)。

皮疹消退後，患者が自己判断でねぎトロの海苔巻と甘鯛を摂食したが，症状は再燃しなかった。したがって，松茸を被疑食物と推測し，プリックテストを行なっ

Received : September 10, 2002

Accepted : January 6, 2003

A CASE OF ANAPHYLAXIS DUE TO MATSUTAKE MUSHROOM

Akito Amano, Takahito Yamanishi, Kazuhisa Fujimoto and Seiji Kawana

Department of Dermatology, Nippon Medical School

天野彰人：日本医科大学付属病院皮膚科〔東京都文京区千駄木1-1-5〕

E-mail : s4004@nms.ac.jp

Table 1 Allergic test

IgE-RIST	480IU/ ml		
IgE-AlaSTAT	IU/ml (class)	IgE- AlaSTAT	IU/ml (class)
Wheat	0.75 (2)	Tuna	< 0.34 (0)
White of the egg	< 0.34 (0)	Crab	< 0.34 (0)
Yellow of the egg	< 0.34 (0)	Prawn	< 0.34 (0)
Milk	< 0.34 (0)	Pork	< 0.34 (0)
Rice	< 0.34 (0)	Beef	< 0.34 (0)
Soba	< 0.34 (0)	Latex	< 0.34 (0)
Soybean	< 0.34 (0)		



Fig. 2. Prick test for Matsutake mushroom.

Table 2 Case reports of anaphylaxis due to Matsutake mushroom in Japan

Year	Author	Age	Sex	Symptom	Allergic examination
1984	Terao	23	M	Anaphylaxis	Challenge test (+) Scratch test (+)
1996	Okano	17	M	Food-dependent exercise-induced anaphylaxis	Exercise-induced test (+)
1999	Komase	27	M	Anaphylaxis	Challenge test (+) Prick test (+) RAST (-)
2000	Takamasu	9	F	Anaphylaxis	RAST (-)
2002	Ishikawa	29	M	Anaphylaxis	RAST (-)
2002	This case	29	M	Anaphylaxis	Prick test (+)

た。

プリックテスト：中国産の生松茸をすり潰して生理食塩水に浸し、抽出した上澄み液（濃度未測定）を前腕屈側に1滴滴下し、26G注射針を用いてプリックしたところ、15分後4×3mmの膨疹と周囲に15×12mmの紅斑が出現した(Fig. 2)。健康人20人に対し同様のプリックテストを行ない、全例で陰性であった。

生理食塩水を陰性コントロールとし、3mm以上の膨疹が出現した場合を陽性と判定した。

考 察

松茸アレルギーの報告例は自験例を含め6例にすぎず^{1)~5)}、皮膚科領域では岡野ら¹⁾、石川ら⁵⁾の報告に次いで3例目である(Table 2)。いずれの報告例も、摂食後15分から1時間でアナフィラキシー症状を起こ

している。

松茸アレルギーを疑った場合、検査試薬は市販されておらず、自験例のようにプリックテストを行うか、またはスクラッチテストもしくは誘発試験で確認せざるを得ないのが現状である。駒瀬ら²⁾はCAP-RAST法を、高増ら³⁾はWestern blot法を、石川ら⁵⁾はELISA法を行っているが、いずれも試験管内特異的IgEを検出できなかった。

運動誘発試験を行った岡野ら¹⁾の症例と、誘発試験を行った駒瀬ら²⁾の症例では、各々90グラムと100グラムを摂食後に強いアレルギー症状が再現されており、一般診察で安易に用いる手技ではないと考える。よって現時点での松茸アレルギーの検査法としては、抗原量が少なく簡便に施行できるスクラッチテストかプリックテストが有用と思われる。

本症例では、今回を含め2回、松茸によりアナフィラキシーを起こしているが、いずれも摂食した松茸の

産地は確認できなかった。プリックテストでは中国産を使用して陽性反応を得た。駒瀬²⁾らは、国産の松茸で発症し検査ではカナダ産を用いたと報告している。また、北米産のマツタケ (*Tricholoma caligatum* Ricken) はアジア産のマツタケ (*Tricholoma matsutake*) とは異なる種であるという説⁶⁾もあるが、両者の抗原性の差異については明らかになっていない。さらに今回は患者の協力が得られず、他のきのこ類についての検査は行っていないが、松茸以外のきのこによるアナフィラキシーの既往はなかった。また、松茸と他のきのこ類との交叉感作は報告されていない。

現在、プリックテスト、パッチテスト用に種々の検査試薬が市販されている。本症例のように試薬が市販されていないもの、あるいは入手困難なものがある。このような場合、食材そのものを用いて、プリックテスト (prick to prick) やパッチテストを行うことは比較的安全で簡便であり、日常診察において有用な検査方法であると考えた。

にて報告した。

文 献

- 1) Okano, M. and Sakuma, Y. : Food-dependent exercise-induced anaphylaxis due to matsutake mushrooms. *Br. J. Dermatol.* **136**, 805, 1997.
- 2) Komase, Y., Ito, S., Kobayashi, M. and Nakagawa, T. : A case of anaphylactoid reaction due to Matsutake mushroom (*Tricholoma matsutake*) ingestion. *Allergology International* **48**, 298-301, 1999.
- 3) 高増哲也, 中沢正年, 栗原和幸: 松茸によるアナフィラキシーの1例. *日本胸部臨床* **59**, 328-333, 2000.
- 4) 寺尾 彬, 川端五十鈴, 勝畑有恒, 宮崎洋一: アレルギー性鼻炎と栄養素の関連性について. *アレルギーの臨床* **35**, 216-219, 1984.
- 5) 石川照子, 河野真純, 大砂博之, 相原道子, 池澤善郎: マツタケによるアナフィラキシーの1例. *アレルギーの臨床* **22**, 66-69, 2002.
- 6) 今関六也, 本郷次雄: 原色新菌類図鑑(I). 保育社, 大阪, pp77, 1988.